

かつらぎ町ひとり親世帯等臨時特別給付金支給事業

【事業目的・概要】

低所得のひとり親世帯等に対して、臨時特別給付金を支給する。
(1世帯につき50,000円、第2子以降1人につき30,000円)

【対象:下記のいずれかを満たす世帯】

○ひとり親世帯臨時特別給付金基本給付の支給を受けている世帯

○特別児童扶養手当の支給を受けている世帯

○和歌山県社会福祉協議会の生活福祉資金の特例貸付を受けており、かつ、令和3年3月31日時点で18歳以下の児童がいる世帯

総事業費	事業費内訳	
14,347,918円	ひとり親世帯等臨時特別給付金 (197世帯・第2子以降143人)	14,140,000円
	超過勤務手当	157,437円
	郵送料	50,481円